

○津山工業高等専門学校外国人留学生規程

〔 昭和59年12月 1 日
規 程 第 4 号 〕

改正 平成16年 3月19日規程第12号 平成21年 8月25日規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第51条の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の入学、教育課程その他について必要な事項を定める。

(入学)

第2条 留学生は、原則として第3学年以下の学年に入学を許可するものとする。

(教育課程)

第3条 留学生に対する教育課程は、第3学年以下の学年については特別に編成できるものとし、第4学年及び第5学年については、原則として学則に定める専門科目及びその他の授業科目により編成するものとする。

(授業料等)

第4条 国費留学生に係る入学検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(指導教員)

第5条 留学生に対する学習及び生活指導を行うため、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、留学生と同一学科の教員のうちから、当該学科長の推薦に基づき、校長が指名する。

(学生相談員)

第6条 留学生の学習上の援助及び日常生活について助言するため、学生相談員を置く。

2 学生相談員は、留学生と同一学科の学生のうちから、指導教員の推薦に基づき、校長が委嘱する。

3 学生相談員は、その職務に関し、必要に応じて指導教員に報告し、その指導を受けるものとする。

(世話係)

第7条 留学生の学生生活についての世話を行うため、学生課に世話係を置く。

2 世話係は、学生課の職員のうちから校長が指名する。

附 則

この規程は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規程第12号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月25日規程第24号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。